



▼国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信することができます。

▼最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。(平成19年分から平成24年分までの間でいづれか1回。平成24年分は最高3,000円になります)

▼還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

自宅のパソコンで確定申告書が作成できます

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税や消費税(個人)

人の確定申告書などが作成できません。次の3ステップで、税務署や市役所に行かなくても確定申告ができます。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

- ステップ1 申告データの入力
- ステップ2 申告書を印刷
- ステップ3 税務署に郵送

添付書類の提出には「添付書類台紙」をご使用ください。

平成24年分の確定申告書の添付書類は、「添付書類台紙」をご利用ください。

※確定申告書の裏面などに添付書類を貼らないでください。

なお、添付書類台紙は、確定申告書とともに用意してありますが、国税庁ホームページにも様式を掲載していますのでご利用ください。



東日本大震災により住宅や家財に被害を受けた人へ

所得税及び市・県民税の軽減制度について

東日本大震災により生活に必要な資産(住宅、家財、自動車、墓石など)に被害を受けた人は、「雑損控除」の適用により、所得税や市・県民税の軽減が受けられる場合があります。

昨年の所得税の確定申告で「雑損控除」の適用を受けた人で、所得金額よりも雑損控除の額が多く所得金額から控除しきれなかった人は、控除しきれなかった雑損控除の額を平成24年分の所得金額からも差し引くことにより、所得税や市・県民税の軽減が受けられる場合があります。また、昨年の所得税の確定申告で「雑損控除」の適用を受けた人または受けていない人でも、平成24年以降に取り壊し費用、除去費用、修繕費用などを支出した人は所得税や市・県民税の軽減が受けられる場合があります。※前述に該当する人は、「雑損控除申告相談会」をぜひご利用ください。

▼手続きの方法

「雑損控除」の適用を受けるためには、平成24年分の所得税及び市・県民税の申告が必要です。(ただし、所得税の確定申告をした場合は市・県民税の申告は不要です。)また、平成23年分の「所得税の更正の請求書」を提出していた場合もありません。

▼手続きに必要な書類

【昨年の所得税の確定申告で「雑損控除」の適用を受けた人で、所得金額から控除しきれなかった人。または、平成24年以降に追加の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などを支出した人】

- ① 昨年の申告の際に作成した「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」及び「雑損控除額の計算書」
- ② 平成23年分の所得税の確定申告書の控え
- ③ 追加工事分の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(領収書など) ※追加

④ 工事があった人のみ
④ 申告をするときに必要なもの(P4をご確認ください)

【昨年の所得税の確定申告で「雑損控除」の適用を受けていない人で、平成24年以降に取り壊し費用、除去費用、修繕費用などを支出した人】

- ① 被害を受けた資産、取得価格、取得時期の分かるもの(売買契約書など)
- ② 被害を受けた家屋の面積の分かるもの(①が用意できない場合)
- ③ 取り壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(領収書など)
- ④ 被害を受けたことにより受け取った保険金、修繕工事費助成金などの金額の分かるもの
- ⑤ 災証明書(交付を受けている場合)
- ⑥ 申告をするときに必要なもの(P4をご確認ください)

▼雑損控除額の計算

雑損控除額は次のAとBで計算した金額のうち、いずれか多い方です。○A(本体損失額※+災害関連支出額-保険金などで補てんされる金額)ー所得金額の10% ●B(災害関連支出額(原状回復費用※-本体損失額+取壊し-除去費用)ー5万)

※「本体損失額」とは、資産を取得した時の価格から、損害を受ける直前の資産の時価を差し引き、被害割合を乗じた金額。例えば、築10年の建物は、取得価格から10年分の消耗、老朽化した分の金額を差し引き、半壊であればその金額の50%が本体損失額になります。

※「原状回復費用」とは、修繕費用から被災直前より資産の価値を高め、耐久性を増すための支出を差し引いた金額となります。分けることが困難な場合は、修繕費の30%が原状回復費用となります。

▼問合せ

(所得税関連) 日立税務署

☎0294-216346 ※自動音声案内

(市・県民税関連) 税務課課税グループ

☎23-2115



市長随想

草間詠

戸沢政盛公を高萩四英傑に

明けましておめでとうございます。

高萩市では平成21年11月、市政施行55周年を記念して高萩三英傑を定めました。一人目が、水戸藩初代附家老で徳川光圀公を見出した中山備前守信吉公です。二人目は、わが国で最初に緯経線の入った日本地図を作った長久保赤水先生です。そして三人目となるのが、日本の植物学の基礎を築いた松村任三博士です。このお三方の座像やブロンズ像を郷土資料室「就将館」で展示し、市三英傑として広く顕彰しています。

今年もう一人加えて高萩四英傑としたいと私は考えております。その方とは、1602年から22年までの20年間に亘って松岡藩の藩主を務めた戸沢政盛公(1585年-1648年)です。2011年10月号の市長随想で政盛公のことを書きましたが、改めて触れたいと思います。

政盛公は1622年に出羽国へ国替えとなり、6万8200石を領する初代新庄藩藩主として藩を治めました。公は幼少時代にとっても苦勞をしましたが、後に立派なお殿様となった方です。松岡城と城下整備を進め、新庄藩では新田や鉱山開発を行い領内の活性化を図っています。公の子孫は明治維新まで11代に亘って代々藩を治めました。

昨年6月末に松岡小学校改築実行委員会から政盛公の座像が寄贈され、現在、就将館で展示しています。就将館の展示では、政盛公だけが英傑に列せられていません。多くの事績に対して余りにも不釣り合いです。礼を逸しています。

2013年は、政盛公没後365年に当たります。高萩四英傑にするにはいい巡り合わせの年です。これを機に私は、戦国武将で名高く堅君であった政盛公を高萩四英傑に列し、広く顕彰したいと考えています。今春、公の生涯を描いた漫画を出版します。今秋には、「(仮称)戸沢サミット」を開催する予定です。公ゆかりの岩手県雫石町・秋田県仙北市・山形県新庄市・茨城県小美玉市と高萩市の5自治体と一緒に本市に集い、顕彰し合います。

最良の一年となることを心からご祈念申し上げます。



戸沢政盛公座像 松隈健太郎作



戸沢政盛公肖像画 松隈 雅江作

11 27 福井県越前市及び岐阜県関市と 都市連携協定を締結

高萩市は、福井県越前市及び岐阜県関市と「都市連携協定」及び「大規模災害時における相互応援に関する覚書」を締結しました。11月27日にPHP研究所(東京都千代田区)で調印式が行われ、越前市の奈良俊幸市長、関市の尾関健治市長及び草間市長が出席しました。協定内容は、産業、観光及び文化の振興や人材育成など多岐にわたり、災害発生時には相互応援を含む内容となっております。また、協定内容を円滑に遂行するため、松下政経塾政経研究所とPHP総研が3市の求めに応じて協力することも盛り込まれています。

■都市連携協定の主な内容 (1)産業振興、観光振興、文化振興、人材育成、まちづくり等の調査研究 (2)災害発生時における相互応援に関する事項 (3)その他、協定加盟都市が協議して必要と認める事項

■大規模災害時における相互応援に関する覚書の内容 (1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供

(3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)救援及び応急措置に必要な職員の派遣 (5)前各号に掲げるもののほか、特に必要があると覚書加盟都市が認



右から尾関関市長、奈良越前市長、草間市長

めたもの

11 30 トヨタカローラ新茨城から 自動車を受贈

トヨタカローラ新茨城(株)が設立50周年を迎え、その記念事業の一環として、高萩市に同社の自動車「パッソ」が贈られました。高萩市では、この自動車を消防本部に配置。連絡車2号として、災害時の人員及び資機材の移動の他、平時にも職員の移動用車両として活用します。受贈式でトヨタカローラ新茨城(株)の佐藤衛取締役社長は「これからも“支え合う地域づくり”を目標に地域に貢献していきたいと思っています」と挨拶。



小野消防長は「消防行政に十二分活用させていただき、地域の安全安心を守っていきます」と感謝しました。